

宇部ふるさと応援サポーター設置要綱

(目的)

第1条 宇部市にゆかりのある方や応援したい人を通じて、本市の魅力を発信し、交流人口の拡大や移住・定住につなげることを目的として、宇部ふるさと応援サポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(登録)

第2条 サポーターとして登録できる者は、設置の趣旨に賛同し、メール（パソコン又はスマートフォン）による情報通信が可能な者

(役割)

第3条 宇部市の魅力（施策、イベント、観光、特産品等）の情報発信

(任期)

第4条 サポーターの任期は3年とし、任期の起算日は、委嘱した日の属する年度の初日から起算する。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解く事ができる。

- (1) サポーターとしてふさわしくない行為があった場合
- (2) 辞退を申し出た場合
- (3) 登録したメールで情報通信ができない場合
- (4) その他市長が不適格と認めた場合

(報酬等)

第6条 サポーターに対する報酬は支給しない。ただし、第3条の役割のため、サポーターに対し、次に掲げるものを支給する。

- (1) 宇部ふるさと応援サポーター缶バッジ
- (2) 広報うべ等の本市に関する情報誌及び各種パンフレット

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。